

長野県ブランドコンテンツプラットフォーム構築事業業務委託審査要領

1 目的

この要領は、長野県ブランドコンテンツプラットフォーム構築事業業務委託に係る公募型プロポーザル方式実施公告（以下「実施公告」という。）に基づいて提出のあった企画提案を審査し、業務を委託する候補者（以下「委託候補者」という。）を選定するために必要な事項について定めるものとする。

2 審査委員会

(1) 設置

上記1の委託候補者を選定するため、長野県ブランドコンテンツプラットフォーム構築事業業務委託企画提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(2) 構成

ア 企画提案審査委員会は、別紙の委員をもって構成する。

イ 企画提案審査委員会の委員長は、営業局メディア・ブランド発信担当次長とする。

ウ 企画提案審査委員会は、委員長が招集し、委員長を議長とする。

エ 企画提案審査委員会は、委員の過半数の者が出席しなければならない。なお、別紙の委員の参加が困難な場合、当該委員が指定する代理人による出席も可とする。

オ この要領に定めるもののほか、企画提案審査委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

3 審査対象事業者

審査は、次の各号のすべてを満たす事業者を対象に行うものとする。

(1) 実施公告に規定する参加資格に関する要件を満たす参加者

(2) 実施公告に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者

(3) 実施公告に規定する適正な書類を作成した参加者

4 審査事項

(1) 審査委員会は、実施公告に基づき提出された企画提案を審査し、総合的に最も優れた提案を行ったと認められる者を委託候補者として選定するものとする。

(2) 最も優れた提案を行った者が複数だった場合は、その中から各委員の意見を踏まえた上で、委員長の判断により委託候補者を選定する。

(3) 審査項目は次のとおりとし、項目ごとの審査基準は別添のとおりとする。

ア 事業の理解度

イ 企画力

ウ 実用性、デザイン性、ユーザビリティ

エ 経済性

オ 実施体制・実績

5 採点

審査項目ごとに5段階で評価を行い、「普通」を基準として、普通より優れているものは「優秀」、さほど評価できないものは「やや劣る」、また、特別に優れていると判断できるものは「非常に優秀」、また、特別に評価できないものは「劣る」とする。

配点は次表のとおりとする。

項 目	非常に 優秀	優秀	普通	やや 劣る	劣る
事業の理解度	10	8	6	4	2
企画力	30	24	18	12	6
実用性、デザイン性、ユーザビリティ	30	24	18	12	6
経済性	10	8	6	4	2
実施体制・実績	20	16	12	8	4

6 審査方法

- (1) 提出された企画提案書について、審査委員会におけるプレゼンテーションを参考に審査を行うものとする。

ただし、5者以上から企画提案書の提出があった場合は、プレゼンテーション審査と同様の審査項目及び基準での書類選考を実施し、プレゼンテーション審査に参加する5者を選出する。

- (2) 各審査委員は、項目ごとの点数を合計し、合計点数の高い方から順位付けをする。同点の場合は審査員の判断により順位付けを行う。

7 委託候補者の選定方法

- (1) 各審査委員が行った順位付けに対し、1位は5点、2位は3点、3位は1点の順位点を付けるものとする。

- (2) 各審査委員の順位点を総計し、最高得点者を委託候補者として選定するものとする。ただし採点結果が100点満点中60点以下の場合は、順位点付与の対象外とする。なお、最も得点の高い者が複数だった場合は、その中から各構成員の意見を踏まえた上で、座長の判断により委託候補者を選定する。

審査基準

審査の項目	審査の視点	満点
事業の理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務の趣旨や目的を的確に理解しているか ・ 県が中長期的に運用していくという前提を踏まえているか 	10
提案力・企画力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様で求める機能を満たす内容となっているか ・ 事業効果・能率性を高める提案がなされているか ・ 運営者の負担軽減になる提案がなされているか 	30
デザイン性、ユーザビリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長野県のブランドを構築・発信していくサイトとしてふさわしいデザインになっているか ・ 利用者、管理者が、直感的に操作できるユーザビリティとなっているか 	30
経済性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経費が適切に見積もられ、かつ県の予算の範囲内であるか ・ 適正なランニングコストが示されているか 	10
実施体制・実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を確実かつ円滑に実施する体制が確保されているか ・ 全体のスケジュールが具体的かつ明確になっているか ・ 類似事業において効果を上げた実績を持っているか 	20
合 計		100

委員名簿

所属名	職名	氏名	備考
産業労働部営業局	次長（メディア・ブランド発信担当）	小山 浩一	委員長
産業労働部営業局	課長補佐	齋藤 一真	
産業労働部営業局	担当係長	島津 豊	
農政部農産物マーケティング室	課長補佐	辰ノ口 昌弘	
観光部観光誘客課	課長補佐	矢沢 哲也	
計		5名	